

「表紙共13枚」

令和7年4月

# 定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和7年5月8日(木曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1番 石井照久	11番 原田文利
2番 中島浩司	12番 中島幸一郎
3番 飯田 隆	13番 平川 修
4番 穴井浩司	14番 横田秀喜
5番 河津祐二	15番 川津清則
6番 川良澄子	16番 井上俊勝
8番 湯浅正徳	17番 財津満寿光
9番 樋口虎喜	18番 梶原真悟
10番 高瀬義徳	19番 河津裕治

4 出席事務局職員

局長 木村和心      主幹(総括) 今田秀樹      主幹 麻生純一      主査 藤原東託      主査 松岡政則

## 4 月 定 例 総 会 議 事 日 程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号 日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見について

第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第6号 5月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく合意解約について

第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用集積等促進計画について

## 7 その他

(1) 「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」に対する回答について

(2) 「令和6年度 農業委員会の最適化活動の点検・評価」について

(3) 第1回 役員会報告

(4) 委員活動報告

[報告者] (農業委員) 19番 河津裕治 委員

(農地利用最適化推進委員) 西大山区域担当 河津昭二郎 委員

(5) 5月現地調査

[日時] 5月26日(月) 午前9時～ \*調査委員のみ

(6) 全国農業委員会会長大会(東京都)

[日時] 5月28・29日(水・木) \*会長・事務局員

(7) 5月調査委員会

[日時] 5月29日(木) 午前9時～ \*副会長・調査委員

(8) 5月定例総会

[日時] 6月9日(月) 午後2時～ [会場] 7階 大会議室

(9) 令和6年 小委員会

[日時] 6月9日(月) 総会終了後 \*農業委員 [会場] 7階 大会議室

(10) 行事日程

5月19日(月) 西部地区 食料・農業・農村振興協議会 \*会長

5月21日(水) 日田市農業再生協議会通常総会 \*会長・中島幸一郎委員・高倉一二美委員・事務局長

5月22日(木) 大分県農業会議 常設審議委員会(大分市) \*会長

(11) その他

- ・4月分 活動記録簿・農地利用最適化活動の記録メモの提出日
- ・4月分 戸別訪問聞き取り用紙・集計表の提出日
- ・「『農地等利用最適化推進施策に関する意見書』作成に向けた意見集取」の提出日

<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。</p> <p>本日は高瀬農地利用最適化推進委員、それから音成農地利用最適化推進委員から欠席の連絡を頂いております。</p> <p>日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>また、会議に入ります前にお断りいたします。議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長の指名した後に発言されるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますよう、再度確認をお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。</p> <p>会議規則第8条により、会長が会議の議長を務め、議事を進行することになっておりますので、会長に議長をお願いします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。改めまして、こんにちは。</p> <p>農作業、そろそろ始まりますが、熱中症などには注意して作業を行っていただきたいと思います。</p> <p>それからですね、4月20日、大分県の常設委員会ですね、雑談でございましたけど、今、米が高いという話がよく出ておりますけどですね、米農家の収入には、あまりなっていないということですね。</p> <p>また、他所の会長さんの話を聞くとですね、こういう米の話題が、ニュースに出ることが、今まであまり無かったので、消費者の方々への興味を引くということですね、非常にありがたいことだ、と申ししておりました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>それでは着座いたしまして、議事を進行してまいりたいと思います。</p>

	<p>会議規則第 17 条により、議事録署名は、議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>議長 (石井照久)</p> <p>議事録署名委員の指名をいたしたいと思います。 2 番の中島浩司委員、15 番 川津清則委員のお二方をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、議案訂正がございましたら、事務局お願いいたします。</p> <p>事務局長 (木村和心)</p> <p>はい。議案訂正はございません。 以上です。</p> <p>議長 (石井照久)</p> <p>はい、ありがとうございます。 では早速、議案の審議に入りたいと思います。 今回の調査委員は、4 番 穴井浩司委員、11 番 原田文利委員、13 番 平川修委員の 3 名の方でございました。</p> <p>調査委員長を、11 番の原田文利委員の方をお願いしたいと思います。</p> <p>はい、それでは原田委員、現地調査のことなどを一言お願いいたします。</p> <p>調査委員長 (原田文利)</p> <p>今月の調査委員長の 11 番 原田でございます。 先月の 23 日に穴井委員、平川委員、事務局等で、現地の方を見てきました。 状況としては、また、審議のところで説明をしますが、田の状況が、耕作してない農地が多いというのは、なかなか気になることでしたので、ちょっと若干の感想ですが、審議の方をよろしく願います。</p>
--	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>それでは、議案第1号です。農地法第3条の規定による許可申請の件、4件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p> <p>はい。それでは、議案書1頁、議案第1号 農地法第3条についてです。今月は4件の申請がありました。</p> <p>番号22、大字小迫〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が396㎡です。譲渡人は埼玉県の〇さん、譲受人は朝日町の〇さんです。相続したが遠方に住んでおり維持管理が困難であるため譲り渡したい、自宅隣接農地を譲り受けて新規就農、家庭菜園をしたい、とのことでの申請です。スライドにいけます。市道渡里山田線を朝日小学校方面に進んだ赤い丸のところは現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。</p> <p>続いて、番号23、天瀬町本城〇と〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が合計3,147㎡です。譲渡人は熊本県の〇さん、譲受人は玖珠町の〇さんです。遠方に住んでおり耕作管理ができないため自宅とともに譲り渡したい。自宅と農地を譲り受けて新規就農で樹園地として管理したい、とのことでの申請です。この案件は、空き家バンク活用の案件になります。</p> <p>スライドにいけます。県道天瀬阿蘇線を天瀬本城方面に進みまして、本城仮迫の交差点付近にあります赤い丸のところは現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。農地が広いため、写真を2つに分けて撮影しております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。カボスと柚子を植栽する予定だと聞いております。</p> <p>番号24、大字渡里〇ほか2筆で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が合計3,862㎡です。譲渡人は清水町の〇さん、譲受人は清岸寺町の〇さんです。維持管理が困難であるために譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、ということでの申請です。</p> <p>スライドにいけます。国道212号を山田原方面に進みまして、JAおおいた梨選果場付近の赤い丸のとこ</p>

<p>調査委員長 (原田文利)</p> <p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ろが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。農地が広いので、4つの方向から撮影しております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。写真方向③の写真です。内部から撮影しました写真方向④の写真です。</p> <p>譲受人は、以前から、この農地を借りて、ブドウを作っておりましたが、今後も親子でブドウを耕作するということを確認しております。</p> <p>続いて番号 25、大字東有田〇と〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が合計 829 m<sup>2</sup>です。</p> <p>譲渡人は城内新町の〇さん、譲受人は月出町の〇さんです。高齢のため譲り渡したい、譲り受けて新規就農、家庭菜園をしたい、とのことでの申請です。この申請も空き家バンク活用の案件になります。</p> <p>スライドにいけます。県道戸畑日田線を月出町方面に進みまして、月出山多目的交流館を過ぎました赤丸のところのところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。場所が2か所に分かれていますので、大きい方を3枚、家に近いところを1枚で、写真を流していきたいと思います。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。写真方向③の写真です。こちらが写真方向④の写真になります。</p> <p>それでは現地調査にご同行頂いた調査委員長からご意見を頂こうと思います。</p> <p>はい。3条は4件ですけども、さっきも、ちょっと言いかけたんですけども、もう農地を保全管理して、何とか農地にしながら、もう譲るといような格好の農地が、本当に目につくような状況でして、1件は、本当、耕作意欲を求めて、農地を求めていることで1件ありましたけども、いずれにしても現地を見た限りでは、特に問題無いと感じたところです。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それではチェックシートについてです。資料No.1の1頁目が農地法第3条についてになっています。全てに該当しないことが条件です。</p>
---	--

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>書類審査、現地確認で該当しないことを確認しています。 議案第1号は以上になります。</p> <p>はい、ありがとうございます。 事務局の報告及び調査委員長の報告にあるようにですね、許可との結論でございます。 皆さんの中で、何かあればご発言頂きたいと思います。 ありませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、無ければですね。この件につきましては、別紙チェックシートのとおり農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。 ご承認頂きましょうかご賛同頂ける農業委員の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同いただける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成でございます。第1号議案は原案通り決定いたしました。</p>

<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>引き続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件、1件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p> <p>はい、私から議案書3頁、議案第2号 農地法第4条の申請について説明いたします。 今月は1件の申請が出ています。 番号8、申請地は大山町東大山〇の第2種農地です。地目は登記簿 田、現況 雑種地です。合計面積は36㎡です。 申請人は東町二丁目の〇さんです。申請理由は、進入路として数年前から使用しているが、農地であることが判明したため、進入路部分を今回分筆を行い、転用したい、との申請です。こちらの案件は追認となりますので、後日、始末書を徴取いたします。 場所の説明です。株式会社渡邊食品企画さん、おおやま工場から市道千丈小平線沿いの赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。現地の写真です。こちらが現況利用図になります。</p> <p>以上、4条は1件となります。 それでは、現地調査にご同行頂いた調査委員長からご意見を頂こうと思います。</p>
<p>調査委員長 (原田文利)</p>	<p>追認案件ですけども、事務局が説明するように、もう以前から宅地の進入路として、また分筆するということですので、特に問題無いと思います。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>ありがとうございました。 それではチェックシートについてです。資料No.1の2頁から3頁が農地法第4条についてになっています。全てに該当しないことが条件です。 以上です。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。 事務局の議案説明及び調査委員長の説明にあるようにですね、追認が1件ということでございます。 皆さんの中で、何かあればご発言頂きたいと思います。 ありませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは無ければ、この件につきまして別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2項及び第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご承認頂きましょうか、ご賛同頂ける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同頂ける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成でございますので、議案第2号は原案通り許可相当といたします。</p> <p>続きまして4頁です。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件、4件でございます。 事務局の説明をお願いいたします。</p>

<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>議案書 4 頁、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の件についてです。今月は 4 件の申請がありました。</p> <p>番号 24、申請地は大字東有田○の第 2 種農地です。地目は登記簿・現況ともに畑です。面積は 1,610 m<sup>2</sup>です。</p> <p>譲渡人は諸留町の○さんです。譲受人は東京都千代田区の○さんです。こちらは、木材バイオマス日田発電所等で使用する木材を確保するため、自社で育てている苗を植林したい、との案件になります。</p> <p>場所の説明です。ウッドコンビナート東側に位置します赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。現在、栗の木を植えております。次に、植林計画図です。自社で育てている杉の苗を約 240 本植える予定です。</p> <p>続いて番号 25、申請地は大字東有田○の第 2 種農地です。地目は登記簿・現況ともに畑です。面積は 1,105 m<sup>2</sup>です。</p> <p>譲渡人は有田町の○さんです。譲受人は東京都千代田区の○さんです。こちら、番号 24 と同じ植林目的で、木材バイオマス日田発電所等で使用する木材を確保するため、自社で育てている苗を植林したい、との案件になります。</p> <p>場所の説明です。番号 24 の位置から北に位置しています赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。現地の写真です。こちら、現在、栗の木を植えております。次に、植林計画図です。自社で育てている杉の苗を約 170 本植える予定になっております。</p> <p>次に番号 26、申請地は大字三和○の第 2 種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。面積は 556 m<sup>2</sup>です。</p> <p>譲渡人は財津町の○さんです。譲受人は元町の○さんです。こちらは、自身が経営している○の資材置場として使用したい、との案件になります。</p> <p>場所の説明です。国道 212 号を花月方面に進み、五葉苑さん手前の赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。現地の写真です。次に利用計画図になります。</p> <p>続いて番号 27、申請地は上城内町○の第 3 種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。面積は 47 m<sup>2</sup></p>
-----------------------	--

<p>調査委員長 (原田文利)</p> <p>事務局 (藤原東託)</p> <p>議長 (石井照久)</p>	<p>です。</p> <p>譲渡人は上城内町の○さんです。譲受人は上城内町の○さんです。こちらは、譲受人の自宅進入路用地として造成したい、との案件になります。</p> <p>場所の説明です。市立桂林小学校東側にあります市道上城内線の途中の赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。次に土地利用計画図になります。</p> <p>以上、5条は4件となります。</p> <p>それでは、現地調査にご同行頂いた調査委員長からご意見を頂こうと思います。</p> <p>はい、5条申請、4件ですけども、最初に24と25番については、ウッドコンビナート近隣の農地ですけども、周りは、もう山林化ということで、特に、転用については問題無いと思うんですけども、しかし、農地を守るために鹿柵の設置もしてるところですけども、もう山林としていきたい、というところのようですので、問題無いと思います。</p> <p>また、他の件については、問題無いと思っております。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それではチェックシートについてです。</p> <p>資料No.1の4頁から5頁は、農地法第5条についてになっています。全てに該当しないことが条件です。以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>農地法第5条ですね、4件でございます。</p> <p>何か質問等ございますか。</p>
--	---

<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、樋口委員どうぞ。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>すいません。 9 番 樋口です。 24 番と 25 番ですけど、特に問題無いと思うんですけど、日田市の土地開発協議をしているようですので、ここは何か造成か何かされるのかな、と思ってですね、ちょっとお聞きしたいと思っております。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局、よろしいですか。</p>
<p>事務局 (藤原束託)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>どうぞ。</p>
<p>事務局 (藤原束託)</p>	<p>造成はいたしません。そのまま植林を行う予定です。</p>

<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。 造成をしないなら土地開発協議は要らないんじゃないかなと思ったけど、いるんですね。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>一応、1,000 m<sup>2</sup>を超えているので、都市整備課の方に話はしてもらって了承を得てます。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>1,000 m<sup>2</sup>を超えて土地を扱う場合には土地開発協議が普通はいるんですけどね。しておれば、なおいいと思いますけどですね。造成するのかなと思いました。はい、解りました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>樋口委員、よろしいですか。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ほかにございませんか。</p>
<p>3 番 (飯田隆)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>飯田委員、どうぞ。</p>

<p>3番 (飯田隆)</p>	<p>3番の飯田です。今の24・25なんですが、ちょっと単純な質問なんですが、横にウッドコンビナートの敷地があって、今からこれを植林して、最低でも20年から30年かかると思いますが、これは売り主の方から売買ということが出たのか買い手の方から売買ということが出たのか、そういうところは判りますか。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>事務局、よろしいですか。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい。一応、〇さんとの協議の中で、〇さんから、この土地を譲ってくれないか、という話を持ち掛ける、という話は聞いております。</p>
<p>3番 (飯田隆)</p>	<p>あの、いいですけど、わざわざ植林して、それを材にすることなく、燃やすために山にするというのは、なかなか理解に苦しみます。 以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>今の返答は要りますか。 よろしいでしょうか。</p>
<p>3番 (飯田隆)</p>	<p>はい。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。何か、他にございませんか。 よろしいですか。  (はいの声)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、無ければですね、この件につきましては、別紙チェックシートのとおり農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全て満たしていると考えます。 ご承認頂きましょうか、ご賛同頂ける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同いただける推進委員の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>調査委員長さん、これで終わりでございます。 一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員長 (原田文利)</p>	<p>案件が少なかったんですけども、貴重な意見も頂きましたし、審議の方もしていただきまして、ありがとうございました。 以上で終わります。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ご苦労さまでございました。</p> <p>それでは、6頁、議案第4号 日田市農用地利用集積等促進計画(案)に対する農業委員会の意見について</p>

<p>事務局 (松岡政則)</p>	<p>て、新規 26 件、再設定 4 件、配分替え 0 件です。 事務局、説明をお願いいたします。</p> <p>はい、では議案第 4 号 日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見について、申し上げます。</p> <p>今回は、令和 7 年の 7 月 1 日より、農地中間管理権の設定を行う予定の案件について、でございます。 議案集では 6 頁から 20 頁まで、新規が 26 件、そして再設定が 4 件で、合わせて 30 件ということになっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>申し訳ございません。この中に議事参与の方がおられますので、退室をお願いしたいと思います。</p> <p>19 番 河津裕治委員、8 番 湯浅正徳委員のお二方、退室をお願いいたします。</p> <p>(河津委員・湯浅委員 退室)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは 19 番 河津委員、16 頁の No.132 です。借り手 河津裕治さんですね。 それから 8 番の湯浅正徳委員、19 頁の 138 番、借り手 ○さんです。 この 2 つの件に関しまして、よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい。ありがとうございます。 承認したいと思います。 河津委員と湯浅委員に入室をしてもらってください。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(河津委員・湯浅委員 入室)</p> <p>それでは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、中間管理機構は農用地利用集積等促進計画を定める場合には、あらかじめ農業委員会の意見を聞くこととなっております。</p> <p>それでは委員の方のそれぞれのエリアにおいて、ご確認をお願いしたいと思います。</p> <p>意見があれば、挙手をしてご発言願いたいと思います。</p> <p>よろしいですか。はい、お願いします。何かございますか。</p> <p>よろしいですか。ありませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、よろしいですね。</p> <p>はい、それでは、この件につきましては、意見なしで回答したいと思います。</p> <p>続きまして21頁です。議案第5号、現況証明書（非農地証明書）の発行について、7件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい。それでは議案書21頁、議案第5号 現況証明書の発行について、です。今月は7件の申請がありました。</p> <p>番号16、前津江町赤石〇ほか二筆で、地目は登記簿が田、現況は〇が山林、ほか二筆は現況が原野となっております。面積は合計4,070㎡です。</p> <p>申請人は前津江町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するためです。</p> <p>場所にいきます。市道赤石本村虫秋線を赤石方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。広いため農地を6枚の写真で撮影しております。写真方向①の</p>

写真です。写真方向②の写真です。写真方向③の写真です。写真方向④の写真です。写真方向⑤の写真です。写真方向⑥の写真になります。

発行基準5、既に農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であり、非農地化後20年以上経過しているなど、各種要件を満たすものに該当するものです。

続きまして番号17、大字小迫〇で、地目は登記簿が畑、現況は山林、面積は773㎡です。

申請人は埼玉県の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するため、です。

場所ですが、市道渡里山田線を朝日小学校方面に進みました山側の赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。農地が広いので、写真方向を2つに分けて撮影しております。全体を説明しました写真方向①の写真です。写真方向②の内容を見ました写真になります。竹が密集していることが確認できました。

発行基準4の森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。

続いて番号18、大山町西大山〇で、地目は登記簿が畑、現況は山林、面積は656㎡です。

申請人は大山町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するためのものです。

場所ですが、国道212号を中津江村方面に進みまして、大分大山町農協鎌手支所さんの西側に位置します赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。こちらが現況の写真です。20年以上の桜が植栽されていることが確認できました。

発行基準5、既に農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白で、非農地化後20年以上経過しているなど、各種要件を満たしているものに該当するものです。

続いて番号19、先ほどの18番の隣接地になります。大山町西大山〇ほか二筆で、地目は登記簿が畑、現況が山林。面積は合計1,353㎡です。

申請人は大山町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するためのものです。

場所ですが、先ほどの番号18と隣接地となるので省略させていただきます。航空写真です。拡大した航空写真です。先ほど隣接地はこの真ん中に該当するところになります。字図です。三筆ありますので、1番か

ら3番までの写真方向で撮影しております。写真方向①の○の写真です。○の写真です。○の写真です。全体に20年以上の桜が植栽されていることが確認できました。

発行基準5、既に農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白で、非農地化後20年以上経過しているなど、各種要件を満たすものに該当するものです。

番号20、大字東有田○で、地目は登記簿が畑、現況は山林、面積は1,579㎡です。

申請人は宮崎県の○さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するためです。

場所ですが、県道日田玖珠線を有田小学校方面に進みましたウッドコンビナートの東に位置する山側の赤い丸のところが、現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真を2つに分けて撮影しております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。雑木が密集していることが確認できました。

発行基準4の森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備は著しく困難な土地に該当するものです。

続いて番号21、大字渡里○と○で、地目は登記簿が畑、現況は山林、面積は合計213㎡です。

申請人は丸山二丁目の○さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するためです。

場所ですが、大分自動車道日田インター料金所横の市道中村羽野原線を山田原方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真を2方向で撮影しています。写真方向①の写真です。写真方向②の写真になります。法面と谷川に位置する箇所であり、雑木などが生育していることが確認できました。

発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。

番号22、丸山二丁目○で、地目は登記簿が畑、現況が宅地、面積が443㎡です。

申請人は佐賀県の○さんです。申請理由は、農地法の許可を受け転用したが、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため、です。

場所ですが、国道212号を月隈公園に右折しました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡

	<p>大した航空写真です。字図です。写真方向を2つに分けて撮影しています。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。写真のように自宅への宅地進入路を確認できました。</p> <p>申請地は、昭和50年11月5日指令農政第5-399号で、5条許可を受けたものです。発行基準2、農地転用許可申請書に記載した目的どおり転用され、非農地化した土地に該当するものです。</p> <p>以上の案件につきまして、各地区のご担当の推進委員さんからご意見を頂こうと思います。</p> <p>まず、16番の案件の前津江地区の佐藤委員、お願いします。</p>
<p>推進委員 (佐藤 学)</p>	<p>はい、前津江の佐藤です。</p> <p>現地への進入路は、人がやっと入るくらいの道しかありません。機械等が入りませんので、もう農地としては不可能だと思います。非農地で問題無いと思います。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>続いて、16番の案件の朝日地区の平川委員、お願いします。</p>
<p>推進委員 (平川静雄)</p>	<p>朝日地区の平川です。21日に現場確認に行きました。</p> <p>竹藪、そうしてから境界には、もう杉は50年生ぐらいの木が立っていました。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>18番と19番の案件の西大山地区担当の河津委員、よろしくお願いします。</p>
<p>推進委員 (河津昭二郎)</p>	<p>はい。18番19番の件ですが、もう、見て、写真で判るように、桜の木がたくさん植えてますし、もう、これは非農地だと思います。以上です。</p>

<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございます。 20 番の案件の東有田地区の穂本委員、お願いします。</p>
<p>推進委員 (穂本基稔)</p>	<p>東有田の穂本ですけども、現地はですね、もう雑木がもう密集しておりまして、もう、農地に復元するための条件がですね、もう難しい、というような状況になっておりましたので、これは致し方ない、という風に思っております。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございます。 22 番の案件の日田・五和地区の末武委員、お願いします。</p>
<p>推進委員 (末武正則)</p>	<p>はい。約 50 cm のコンクリート舗装をしておりますので、歩道を造っておりますので、これは問題無いと思います。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございます。 次が 21 番の光岡地区の伊藤委員、よろしくお願いします。</p>
<p>推進委員 (伊藤武士)</p>	<p>光岡地区担当の伊藤です。 現地はですね、ちょうど真ん中ぐらいに水路みたいな感じであって、その両面が、もう要するに、傾斜の中に入ってるんで、まあ非農地という考え方でも結構だと、私は判断しました。以上です。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございました。 事務局からの説明は以上になります。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。議案第5号です。現況証明書、非農地証明書の発行についてでございます。7件 でございました。 これにつきまして何かございますか。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは、現況証明書、非農地証明書を発行いたしたいと思います。</p> <p>はい。次に25頁です。議案第6号 5月調査委員の選任について、日田市農業委員会委員の現地調査実施 要綱第3条の規定に基づき、選任するものでございます。 私の指名でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それではご指名させていただきます。 5番 河津祐二委員、9番 樋口虎喜委員、16番 井上俊勝委員の3名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、次に報告に入りたいと思います。</p> <p>(事務局から報告・その他 日程等説明後終了)</p>

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和 7年 6月 9日

議 長 会 長

署 名 委 員 2 番

署 名 委 員 15 番